飲食店等からの騒音について

飲食店等からのカラオケや楽器、拍手や酔客の声などの音に対する苦情の申し立てが増えています。特に夜間の場合は近隣住民の休息や睡眠の時間帯と重なるうえ、周囲が静かになることから、よりうるさく感じてしまい、問題となる場合があります。

〇飲食店等の音について

店舗からの音漏れの状況について、ご確認ください。

・出入口、窓、換気扇からの音漏れについて
・スピーカーの音量について
・天井、壁、床の防音効果について

〇防音対策の例

①窓…塞ぐ、二重窓にする
②壁、天井、床…防音材の使用
③換気扇…消音型、防音カバー設置
④スピーカー…音量を絞る、位置・向きを変える
⑤出入口…二重構造、閉める、隙間を詰める
⑥店外…大声を出さない

〇夜 11 時以降の音響機器等の使用禁止

飲食店など（商業地域・工業地域以外）では、午後 11 時から翌日の午前 6 時までの間、カラオケ装置、拡声装置、楽器、その他音響機器等の使用ができません。ただし、防音措置によって外部に音が漏れない場合は、この制限を受けません。

※『兵庫県環境の保全と創造に関する条例（第 63 条）及び同規則（第 19 条）』

〇命令・罰則

飲食店の営業者が、条例に定められている音響機器の使用制限に違反し、市からの命令に従わないときは、20 万円以下の罰金が課せられることがあります。

※『兵庫県環境の保全と創造に関する条例（第 63 条第 2 項及び第 163 条（4））』

【連絡先】　加古川市環境部環境保全課　電話（０７９）４２７－９２０１